

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 4 日）

府省名	警察庁
対象事業名	安全運転管理者等の選任又は解任の届出

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
2667	安全運転管理者の選任の 届出	1 申請等	6 民間事業 者等	3 地方等	51,482 件	未把握	未把握	20%	(注)
	副安全運転管理者の選任 の届出	1 申請等	6 民間事業 者等	3 地方等	16,118 件	未把握	未把握		(注)
	安全運転管理者の解任の 届出	1 申請等	6 民間事業 者等	3 地方等	39,447 件	未把握	未把握		(注)
	副安全運転管理者の解任 の届出	1 申請等	6 民間事業 者等	3 地方等	12,052 件	未把握	未把握		(注)
	安全運転管理者の届出記 載事項の変更の届出	1 申請等	6 民間事業 者等	3 地方等	未把握	未把握	未把握		(注)
	副安全運転管理者の届出 記載事項の変更の届出	1 申請等	6 民間事業 者等	3 地方等	未把握	未把握	未把握		(注)

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

（注）本格的なオンライン申請システムの運用開始から5年後の年度末まで

2. 対象事業の概要

自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも同様とすることとされている。（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第5号）

また、届出記載事項に変更が生じた場合の届出についても行うこととされている。（都道府県公安委員会規則等）

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

一部の県警察において一部の届出手続のオンライン申請を導入している。

警察庁では、警察庁行政手続サイトにおいて、各種行政手続に係るオンライン申請システムの試行運用を行っているところ、安全運転管理者等の選任の届出等について、令和3年度中に警察行政手続サイトにおいてオンライン化予定である。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	安全運転管理者の選任の届出 副安全運転管理者の選任の届出 安全運転管理者の解任の届出 副安全運転管理者の解任の届出 安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出 副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任、解任又は安全運転管理者等の届出に関する届出記載事項に変更が生じた場合は、各都道府県警察署へ「届出書」により必要事項を記載の上、添付書類と共に提出する。</p> <p>※ 届出書及び添付書類については、都道府県警察によって異なる様式を用いているが、届出書については、届出者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所、自動車の使用の本拠の名称及び位置、安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任又は解任の年月日、安全運転管理者等の氏名及び生年月日、安全運転管理者等の職務上の地位が記載されており、添付書類については、安全運転管理者等の要件を備える者であることを証するに足りる書類が添付されている。</p> <p>また、安全運転管理者等の届出記載事項の変更については総件数の調査が行われていないことから、令和3年度末以降、総件数を把握するための所要の措置が必要となる。</p> <p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <p>年間手続件数（令和2年度）：119,099件</p> <p>オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）：未把握</p>

<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p>【目標】 オンライン利用率 20% オンライン利用率＝システム届出件数／全届出件数</p>
	<p>【取組期間（達成期限）】 本格的なオンライン申請システム運用開始から5年後の年度末まで</p>
	<p>【目標・期間設定の考え方】 警察庁では、各種行政手続に係る本格的なオンライン申請システムの運用を可能な限り早期に開始する方向で検討を進めている。他のオンライン化の例をみるに、オンライン化未実施の手続が利用率20%に達するまで、通常のペースであればおよそ10年程度の期間を要することとされているが、昨今のオンライン手続への社会的なニーズの高まり等を踏まえ、上記の本格的なオンライン申請システム運用開始から5年後の年度末までに20%の達成を目指すもの。</p>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	警察行政手続サイトの整備・運用
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和3年度中に警察行政手続サイトの導入を推進し、令和4年度末までに導入済み地域を100%とする。
		【KPI の定義】 警察行政手続サイト導入済み地域＝導入済みの都道府県／全都道府県の数（独自のオンライン申請システムを導入済みの都道府県を除く。）
	アクション プラン a	【取組内容】 各種関係規定の整備
		【取組期限（期間）】 令和4年度中
	アクション プラン b	【取組内容】 警察行政手続サイトの運用段階における実務上の課題の把握と解決方策の検討・実施
		【取組期限（期間）】 令和3年度末から本格的なオンライン申請システム運用開始まで
	アクション プラン c	【取組内容】 各都道府県警察の業務に従事する職員への周知
		【取組期限（期間）】 令和3年度末から本格的なオンライン申請システム運用開始まで

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	本格的なオンライン申請システムの整備・運用
	中間 KPI	【目標】 各都道府県警察における本格的なオンライン申請システムの導入を推進し、運用開始年度の翌年度末までに導入済み地域を 100%とする。
		【KPI の定義】 本格的なオンライン申請システム導入済み地域＝導入済みの都道府県／全都道府県の数（独自のオンライン申請システムを導入済みの都道府県を除く）
	アクション プラン a	【取組内容】 システム整備に向けた各種課題の把握と解決方策の検討・実施
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中
	アクション プラン b	【取組内容】 システム整備等に必要な工数等の調査
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中
	アクション プラン c	【取組内容】 申請者側、行政機関側双方の業務フローの可視化
		【取組期限（期間）】 令和 4 年度中

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン③	課題	国民への周知・広報活動
	中間 KPI	【目標】 本格的なオンライン申請システム運用開始までにオンライン利用率を3%以上とする。
		【KPI の定義】 オンライン利用率＝システム申請件数／全申請件数
	アクション プラン a	【取組内容】 警察庁ウェブサイト等を活用した広報活動
		【取組期限（期間）】 令和3年度末から
	アクション プラン b	【取組内容】 各都道府県警察本部や警察署におけるオンライン申請に向けた広報活動
		【取組期限（期間）】 令和3年度末から
	アクション プラン c	【取組内容】 各都道府県における安全運転管理者協会等から安全運転管理者選任事業所に向けたオンライン申請の活用の働きかけ
		【取組期限（期間）】 令和3年度末から

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

スコアカードを作成して、四半期ごとに警察庁ウェブサイト上に公開する。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

有識者・事業者団体等の第三者を選定の上、おおむね年に1回の頻度でスコアカード等の進捗状況を示す資料を提示し、取組の妥当性・進捗度合いについてチェックを受ける。

7. 基本計画の見直し

- ・ 取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・ 第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。